

## 北陸税理士会会員の皆様へ

### ～自動ダイレクト等に関するリーフレットのご案内～

税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和6年4月1日以降、e-Tax による電子申告時に「ダイレクト納付」を利用する意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落しが行える手続（自動ダイレクト）の導入が予定されております。

また、令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しを実施され、①e-Tax により申告書を提出している法人の方や②e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方、③e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された方、④前年にキャッシュレス納付など納付書を使用しない方法により納付された方などを対象に、プレプリント納付書が送付されなくなります。

この度、以下のリーフレット及び領収済通知書出力依頼書等を作成しましたので、それぞれの目的に合わせ、ご活用いただきますようお願いいたします。

#### [データ掲載場所（金沢国税局HP「納税はキャッシュレスで効率化できます！」）](#)

#### 別添1 「国税の納付は自動ダイレクト納付の利用が便利です」

ダイレクト納付を利用されていない関与先法人の方へ「ダイレクト納付とは何か。何が便利になるのか。」を案内していただくものです。

#### 別添2 「〈法人税・消費税用〉自動ダイレクト納付の手引き」

ダイレクト納付についての簡単な説明と、事前準備から納付確認までの流れを説明すると共に、関与先との意思疎通確認のチェック表機能を兼ね備えた手引きです。

作成後は関与先に写しを交付して、税額の確認や納期限（引落日）の確認等にご利用ください。

#### 別添3 「〈源泉所得税用〉自動ダイレクト納付の手引き」

上記、別添2の源泉所得税用です。

#### 別添4 「（納付書）領収済通知書出力依頼書」

令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しを実施されます。その結果、納付書が送付されなかった方で納付書が必要な場合に使用していただく納付書の作成依頼の様式です。

#### 別添5 「申告所得税の納付書（領収済通知書）の記載例」

納付書を記載する際の記載例です。記載漏れがあると内容について問い合わせをさせていただく場合や納付の確認が遅れて納税証明書の発行に時間を要す場合などがありますので、記載漏れのないようにご指導をお願いいたします。